

## ふくしまの棚田イメージキャラクター「ふくだん様」等デザインの使用取扱規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、ふくしまの棚田イメージキャラクター「ふくだん様」及びロゴ（以下「ふくだん様等」という。）を使用する場合の取扱に関し、必要な事項を定める。

### (ふくだん様等の管理)

第2条 ふくだん様等のデザイン使用に関する一切の権利は福島県に帰属し、福島県農村振興課が管理する。

### (申請)

第3条 ふくだん様等を使用しようとする者は、あらかじめ「ふくだん様等使用承認申請書」（様式第1号）（以下「申請書」という。）を福島県農村振興課長（以下「農村振興課長」という。）に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は申請を省略することができる。

- (1) 国、又は地方公共団体が使用するとき。
- (2) 学校等が教育の目的で使用するとき。
- (3) 報道機関が報道及び広報の目的で使用するとき。
- (4) 個人が福島県を応援する目的で使用するとき。
- (5) その他、農村振興課長が適当と認めたとき。

2 申請を省略する場合においても第4条各号に該当する場合は、ふくだん様等を使用することは認めない。

### (承認の範囲)

第4条 農村振興課長は、前条の規定による申請があった場合、その内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、使用を承認するものとする。なお、その際、農村振興課長は使用方法やその他について、必要に応じ条件を付することができる。

- (1) 福島県の信用・品位を害する、又は害するおそれのあるとき。
- (2) 福島県の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき。
- (3) ふくだん様等を正しい使用方法に従って使用しない、又は使用しないおそれのあるとき。
- (4) 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。
- (5) 特定の個人、団体等を支援し、又は公認しているような誤解を与え、又は与えるおそれのあるとき。
- (6) 不当な利益をあげるために使用されるおそれがあるとき。
- (7) その他、農村振興課長が不適切と認めたとき。

### (承認)

第5条 農村振興課長は、前条の規定による承認をするときは、「ふくだん様等使用（変更）承認通知書」（様式第2号）をもって通知する。

(使用料)

第6条 使用料は、無料とする。

(使用期間)

第7条 デザインの使用期間は、使用承認の日から最長2年間とする。

(使用上の遵守事項)

第8条 ふくだん様等を使用する者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用できるデザインは「ふくだん様等デザイン集」に掲載されているもののみとする。
  - (2) 承認された用途のみに使用し、農村振興課長の指示する使用条件に従うこと。
  - (3) 定められた色、形状、配色等を正しく使用すること。
  - (4) イメージを損なう展開又は、応用使用はしないこと。
  - (5) 「ふくだん様」を単独で使用する場合は、原則として「ふくしまの棚田」及び「ふくだん様」と表記すること。
  - (6) 当該使用に係る物件の完成品を速やかに農村振興課長に提出すること。ただし、提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができるものとする。
- 2 ふくだん様等の変形、加工、アニメーションの作成等は原則として認めない。ただし、農村振興課長が必要と認めた場合は別途協議する。
- 3 ふくだん様等を使用する権利は、第三者に譲渡してはならない。

(使用の非独占・福島県の非推薦等)

第9条 本規程による使用承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してデザイン等を使用する権利を付与するものではなく、かつ、物品等又は使用者について福島県による推薦又は品質保証を行うものではない。

(承認内容の変更)

- 第10条 ふくだん様等の使用承認を受けた者が、承認された内容について変更しようとするときは、あらかじめ「ふくだん様等使用承認変更申請書」(様式第3号)を農村振興課長に提出し、その承認を受けなければならない。
- 2 前項の承認は、「ふくだん様等使用(変更)承認通知書」(様式第2号)をもって通知する。
- 3 変更申請の承認後についても、前条の規定を遵守しなければならない。

(承認の取り消し)

- 第11条 農村振興課長は、ふくだん様等の使用がこの規程又は承認内容に反して使用されたときは、当該承認を取り消すことができる。
- 2 前項の規定により承認を取り消された者は、承認取消通知があった日以降、当該承認に係る物件の使用、配布、掲示及び販売等をしてはならない。
- 3 前2項の規定は、第3条により申請を省略した場合も同様とする。

(責任の制限)

- 第 12 条 前条の規定により、ふくだん様等の使用承認を取り消した場合、使用承認を受けた者に損害が生じても、福島県はその責めを負わない。
- 2 使用者は、デザイン等を使用した商品等の瑕疵により第三者に損害又は損失を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県は損害賠償、損失補償その他の法律上の一切の責任を負わないものとする。
- 3 使用者は、ふくだん様等の使用に際して故意、又は過失により県に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を県に賠償しなければならない。

(補則)

- 第 13 条 この規程に定めるもののほか、ふくだん様等の使用に関して必要な事項は、農村振興課長が別に定める。

附則

(施行期日)

この規程は、令和6年3月4日から施行する。

(様式第1号)

ふくだん様等使用承認申請書

令和 年 月 日

福島県農村振興課長 宛

申請者

住 所

氏 名

下記のとおり、ふくだん様等を使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件（該当にチェック）

ふくだん様（キャラクター）

ロゴ（ふくしまの棚田）

2 使用目的及び使用方法

3 使用期間（最長2年間とする）

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 使用数量

5 連絡先

担 当 者

電 話 番 号（FAX番号）

メールアドレス

6 添付書類等

(1) 申請者の概要

(2) 企画書（レイアウト、原稿等）

(3) その他参考になるもの（商品見本等）

7 使用販売計画（商品に使用する場合にのみ記入してください。）

項 目	内 容
商品名	
材料・種類	
サイズ	
製造場所	
販売価格（税込価格）	
販売数量	
販売地域及び箇所	

ふくだん様等使用承認申請書

令和6年3月4日

福島県農村振興課長 宛

申請者

住 所 福島県福島市杉妻町2-16

氏 名 棚田 蓮

下記のとおり、ふくだん様等を使用したいので申請します。

記

1 使用対象物件（該当にチェック）

■ ふくだん様（キャラクター）

■ ロゴ（ふくしまの棚田）

2 使用目的及び使用方法

棚田のパンフレット・のぼり旗作成

3 使用期間（最長2年間とする）

令和6年4月1日 ～ 令和8年3月31日

4 使用数量

パンフレット9000部、のぼり旗9枚

5 連絡先

担 当 者：棚田 蓮

電 話 番 号（FAX番号）：024-521-7415

メールアドレス：nosonshinko@pref.fukushima.lg.jp

6 添付書類等

(1) 申請者の概要

(2) 企画書（レイアウト、原稿等）

(3) その他参考になるもの（商品見本等）

7 使用販売計画（商品に使用する場合にのみ記入してください。）

項 目	内 容
商品名	—
材料・種類	—
サイズ	—
製造場所	—
販売価格（税込価格）	—
販売数量	—
販売地域及び箇所	—

(様式第2号)

農整第 号  
令和 年 月 日

## ふくだん様等使用（変更）承認通知書

様

福島県農村振興課長

令和 年 月 日付けで申請のあったふくだん様等使用（変更）については、次の条件を付して承認します。

### 記

1 承認番号

農整第 号

2 承認物件

- ふくだん様（キャラクター）
- ロゴ（ふくしまの棚田）

3 使用期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

4 使用条件

- (1) デザインの使用に関しては、「ふくしまの棚田イメージキャラクター「ふくだん様」等デザインの使用取扱規程」の内容を遵守すること。
- (2) 完成品を提出すること。

(様式第3号)

ふくだん様等使用承認変更申請書

令和 年 月 日

福島県農村振興課長 宛

申請者

住 所

氏 名

令和 年 月 日付け 農整第 号で承認を受けた内容について、下記のとおり  
変更したいので申請します。

記

項目	変更前	変更後
使用対象物件	<input type="checkbox"/> ふくだん様 (キャラクター) <input type="checkbox"/> ロゴ (ふくしまの棚田)	<input type="checkbox"/> ふくだん様 (キャラクター) <input type="checkbox"/> ロゴ (ふくしまの棚田)
使用目的及び 使用方法		
使用期間		
使用数量		
連絡先		
その他		